

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	旅館業法施行条例				
条 例 番 号	昭和32年神奈川県条例第64号	法 規 集	第8編 第6章 第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	旅館業法の規定に基づき、旅館業の営業施設の衛生措置の基準、構造設備の基準その他旅館業の業務の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	旅館業法の規定により条例で定めることとされている衛生措置の基準、構造設備の基準等について定めているものであり、また、許可申請等の手数料も定めていることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	旅館・ホテル等の入浴設備の衛生管理について、より有効なレジオネラ症対策等を講ずるため、令和元年9月に発出された最新の知見を踏まえた厚生労働省通知（公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について）を参考に、改正を検討する。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める構造設備の基準等は、いずれも明確かつ限定的であり、効率的なものである。 また、手数料の規定内容は明確であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「かながわランドデザイン」の主要施策の政策分野の「安全・安心」の施策体系に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、旅館業法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。			
その他					
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 より有効性のある内容とするため、レジオネラ症対策に関する最新の知見を踏まえた厚生労働省通知を参考に、改正を検討する必要がある。	